



お待ちしております！

「ねずみ大根収穫&直売市」で旬のねずみ大根を堪能しませんか？

晩秋を彩る伝統野菜「ねずみ大根」は、町を代表する特産品のひとつです。

今年も「ねずみ大根」が旬を迎え、下記のとおり「ねずみ大根収穫&直売市」を2会場で開催します。ねずみ大根の収穫・販売はもちろん、加工品の特売セール、令和2年産巨峰ワインの販売などを予定していますので、ぜひご来場ください。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、来場される方はマスクの着用とともに、手指の消毒や人と人との距離の確保にご協力をお願いします。

■ねずみ大根直売市

日時 11月14日(土) 午前10時～午後2時
【雨天決行】

場所 さかき地場産直売所「あいさい」

内容

- ・ねずみ大根ほか農産物・加工品の販売
- ・加工品特売セール
- ・テイクアウト用ランチ販売
- ・2年産巨峰ロゼワイン・ねずみ大根焼酎ほか販売
- ・来場者プレゼント(先着300名) ほか



■ねずみ大根収穫

日時 11月14日(土) 午前10時～正午【雨天決行】
場所 坂城インター線沿いの畑
(国道18号から高速道坂城ICに向かって右側の畑)
※のぼり旗など目印あり

内容

- 参加費 1,000円で指定レジ袋1枚にねずみ大根を詰め放題収穫(町内おしぼりうどん店で使える、おしぼりうどん割引券300円相当付き)
- ※先着200人または畑から大根がなくなり次第終了



◎問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111(内線152) 直通75-6207



▲坂端区の作業の様子(あたご山遊歩道)

※現在、県内では野生イノシシによる豚熱(豚コレラ)の感染地域が広がっています。感染拡大を防ぐため、下山後は靴底や衣類に付いた土をよく落とすようにしてください。ご協力をお願いします。

今年も各区の皆さんに、きれいに整備していただいていますので、遊歩道を利用して、身近な自然の素晴らしさが実感できる里山散策にお出かけください。

町では、毎年、里山の遊歩道の倒木処理や下草刈りなどの作業を、地元区の皆さんに行っていただいています。葛尾城遊歩道は大宮区、あたご山遊歩道は日名沢区・大宮区・新町区・坂端区(年度交替制)、狐落城遊歩道は網掛区、室賀峠遊歩道は上五明区の皆さんです。

地域ぐるみで里山を保全
地元区の皆さんが遊歩道を
整備しています

この犬の飼い主さんへ
この飼育者さんへ



責任を持って「しつけ」をしましょう

犬やねこなどのペットは、私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしてくれます。その一方で、ペットの鳴き声などによる近隣とのトラブルやフンの処理に対する苦情なども多く寄せられています。

飼い主の皆さんは、責任を持ってしつけをし、人とペットが安心して気持ちよく暮らせるようにしましょう。

で受け付けています。(登録手数料3000円が必要です。)
※交付された鑑札と狂犬病予防注射済票は犬の首輪に着けておきましょう。

犬は必ず繫いで飼いましょう

繫いである鎖やリード・首輪が壊れて逃げ出し、思わぬ事故を起こさないために、日頃から鎖やリード・首輪の点検を行い、劣化を発見した場合は、早めに新しいものに交換しましょう。

万が一、放れてしまった場合は、思わぬ事故につながりかねませんので、住民環境課に連絡してください。

※注射済票や連絡先の名札などが首輪に付いていたことから、迅速に飼い主の元に返すことができた事例もあります。

※また、日頃からゲージ等に留まることに慣れさせるなど、災害時の同行避難を想定したしつけを心がけましょう。

犬が死亡した時は

犬が死亡した時や犬の所有者、所在地などが変更になった時は、住民環境課に届け出をお願いします。また、葛尾組合では、犬・ねこなどのペットの火葬を行っています。

◎問い合わせ先
葛尾組合
☎82-2349

外にいるねこにエサを与えない

ねこの飼い主の方は、屋内飼育に努めましょう。また、外にいるねこにエサを与えていると、その場所には他のねこも集まってきます。そのねこたちは、いたずらやフン・尿をして近所の方々に迷惑をかけているかもしれません。

外にいるねこにエサを与えている方は『自分が飼っているねこ』と同じであるという自覚を持って責任ある行動を取りましょう。

フンは飼い主が責任をもって片付けましょう

道路・公園などの公共の場所や他人の土地などに、犬やねこのフンが放置されることによる苦情が多数寄せられています。自宅の敷地内でフンをするようにしつけ、犬の散歩の際は、スコップ、袋などを持参し、他人の土地や公共の場所を汚さないようにしましょう。



◎問い合わせ先

住民環境課環境保全係
☎82-3111(内線125)
直通75-6204

狂犬病予防のために

狂犬病は、世界の広い地域で発生している、人と動物に共通した感染症です。日本においても、今年6月にフィリピンで犬に咬まれ、日本に入国後発症し、死亡した事例が発生しています。狂犬病は、感染後、発症すると治療することができませんが、飼犬に予防注射をすることで感染を予防することができます。飼犬を狂犬病から守ることはもちろん、飼い主自身や家族、ご近所の方や他の動物への感染を予防できます。

犬の登録と狂犬病予防注射は済んでいますか

狂犬病予防法により、生後91日以上の子犬には、飼犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられており、室内で飼っている犬についても登録と注射が必要です。

これらの手続きが済んでいない飼い主は、20万円以下の罰金に処せられる場合がありますので、今年度まだ注射を受けていない犬には、必ず早めに受けさせましょう。

また、飼犬の登録は住民環境課や坂城町・千曲市の動物病院